

# 審 査 の 対 象 及 び 手 続

## 1 審査の対象

平成 23 年度の一般会計及び特別会計（13 会計）

## 2 審査の手続

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について審査した。

なお、当年度より大阪府財政運営基本条例（以下「条例」という。）第 25 条第 3 項に基づき、大阪府財務諸表作成基準によって作成された財務諸表を審査に当たり参考とした。

審査は、以下の手続によって実施した。

- (1) 決算計数の正確性を確認するため、財務会計システムによって作成された歳入額及び歳出額と歳入歳出決算書の照合を実施した。また、必要に応じ関係部局から説明を求めた。
- (2) 現金残高の実在性、収入額及び支出額の正確性を確認するため、例月現金出納検査時に現金残高、収入額及び支出額と指定金融機関の残高証明書との照合を実施した。
- (3) 予算執行手続、収入及び支出に係る事務並びに財産の取得、管理及び処分に関する手続が、関係法令に照らして適正に処理されているかについては、本庁定期監査において確認した。

# 審 査 の 結 果

平成 23 年度の一般会計及び特別会計の決算について審査した結果、決算計数は正確であり、現金残高、収入額及び支出額は指定金融機関の証明書と一致していることを確認した。

また、予算執行手続、収入及び支出に係る事務並びに財産の取得、管理及び処分に関する手続は、本庁定期監査によって検出された事項を除き、関係法令に照らして、おおむね適正であると認めた。

なお、本庁定期監査によって検出された事項については、審査の結果に添える意見に記載している。